

新スポーツセンター基本構想（素案）主な修正について

位置		庁内会議での意見	素案対応箇所
コンセプト、基本方針（一部変更に伴う他分野修正を含む）	①	「スポーツ」と「運動」について定義すべき。	p. 11 コンセプト前に定義を追記 スポーツは運動を含むものとして定義することとし、p. 11 以降で「運動」「スポーツ」と併記していたものを「スポーツ」として変更し、「運動施設」は「スポーツ施設」に変更した。
	②	基本方針は「だれもが気軽に利用できる」ことを第一とするべき。	p. 12 2) 基本方針（１）と（３）入替 もとは（３）だった「だれもが気軽に～」を（１）に変更し、（３）に「生涯にわたるスポーツの～」とした。
	③	民間経営視点に関する記載の変更	p. 12 2) 基本方針（１）民間経営視点に関する記載の変更 「行政・区民・団体・スポーツ関係者などが参加・連携し、それぞれの専門知識やノウハウ等を活用した施設運営を行う」という主旨の文章に変更した。
	④	生物多様性まで言及する必要があるのか。	p. 12 2) 基本方針（４）生物多様性に関する記載の変更 自然に親しめ景観向上に資する「緑化などの推進」に変更した。
			※上記に連動し、p. 13、14 の内容を修正
導入機能、導入施設	①	「一流の競技から練習風景を見て触れることができる」に関する記載の変更。	p. 13 3) 導入機能「区のスポーツの～」の内容の変更 「練習風景を観たり競技者とふれあうことができる」に修正した。

※資料－３における朱書き箇所参照。